

Wertfrei は「価値自由」か

——ヴェーバー研究におけるドイツ語解釈を巡って——

今 野 元

一. マックス・ヴェーバー研究から始まった誤訳の連鎖

初めにある翻訳作業があった。先年筆者は、ある論文集に歴史家ハインリヒ・アウグスト・ヴィンクラーの一論文を訳出する機会を得たが、そのときカール・シュミット『合法性と正統性』に関する次のような説明に遭遇した。

Ihrer Kernthese zufolge zerfiel die Weimarer Verfassung in zwei Verfassungen: den Grundrechtsteil, den Schmitt als substanzhaft und wertbestimmt charakterisierte, und den organisatorischen Hauptteil, der formal und wertfrei sei, geprägt durch einen „inhaltlich indifferenten, selbst gegen seine eigene Geltung neutralen, von jeder materiellen Gerechtigkeit absehenden Legalitätsbegriff“ und infolgedessen neutral „bis zum Selbstmord“⁽¹⁾.

この文面の *wertfrei* という単語の訳を巡って、編集段階で意見の相違が生じた。筆者は第一稿では「価値判断を含まない」と訳していた。ところが共同研究者から、「*wertfrei* を「没価値的」でなく「価値自由な」と訳するのは価値判断排除と誤解されるのを防ぐためだと、折原浩を初め、多くのヴェーバー研究者から聞いてい」とし、「価値自由な」にせよとの異議があった。そこで筆者は次のように反論した。(一)ヴィンクラーのこの文脈では、*wertfrei* は *substanzhaft und wertbestimmt* の対義語であり、「価値判断を含まない」という意味である。(二)そもそも *wertfrei* という単語をドイツ語辞典で引くと、「価値判断をしないで、価値判断なしに」(*nicht wertend, ohne Werturteil*)⁽²⁾、「中立的に、事物に基づいて、非党派的に、先入観なしに」(*neutral, sachlich, unparteiisch, vorurteilslos*)⁽³⁾、などと書いてあり、「価値自由」という解釈はドイツ語圏では

見当たらない。(三)安藤英治、折原浩らは、ヴェーバーのいう *wertfrei* は「価値自由」と訳すべきだと主張しているが、これには疑問の余地があり、日本以外でも通用していない。(四)そもそもヴィンクラーがヴェーバーの *wertfrei* 解釈を受容してこの単語を使用したとも限らない。長い討論の結果、筆者の(一)及び(四)の主張が容れられ、(三)の是非は棚上げにして、最終的には「価値を差し挟まない」という訳文にすることで合意した⁴⁾。

このように、日本ではヴェーバー研究によってドイツ語訳の混乱が生じている。*wertfrei* という言葉はヴェーバーの用語であり、「価値自由」と訳すべきである、つまり学問において価値判断を交えないのではなく、学問において自覚的に価値判断をすること(価値への自由)を意味するという考え方が広まり、結果として *wertfrei* という単語が、ドイツ語圏のドイツ語辞典とは正反対の意味で、日本では解釈され定説化するという事態が起きているのである。

このため日本のドイツ史研究界では次のような現象が起きている。(一)O・ダン『ドイツ国民とナショナリズム』には、従来の研究文献ではナショナリズム概念が「価値自由」で、中立的なものとなさされている」という文面がある。だがこの部分は、「価値判断を交えない」、中立的なものとなさされている」と訳さないと意味が通じない。というのもここでダンは、先行研究ではナショナリズム概念が価値中立的に用いられているけれども、自分はそれを否定的意味で用い、肯定的評価を込めた「愛国主義」に対置すると宣言しているからである⁵⁾。(二)T・ニッパード『ドイツ史を考える』には、ヴェーバーやカール・ポパーに倣うと称して、「価値判断から自由な、客観的な歴史学」、「価値自由な歴史学」を唱道するという訳文がある。だがこれは、「価値判断を交えない、客観的な歴史学」、「価値判断を交えない歴史学」と訳さないと意味が通じない。ここでニッパードは、啓蒙主義的歴史像に抗して実証史学を唱道したL・v・ランケに立ち帰り、マルクス主義や「過去の克服」論に立脚してドイツ史を「批判的」に描くアンガージュマン重視の流儀を批判し、敗戦後の価値観から歴史学が距離を置くことを訴えたのである⁶⁾。

ドイツ語辞典も示すように、*-frei* という形容詞は「○○からの／への自由」ではなく、「○○がない」という意味で解釈されている(その形容詞を名詞化

するために -heit という接尾語を付ければ「〇〇がないこと」(-freiheit) になる)。例えば飲料に用いられる alkoholfrei は、「ノンアルコール」という意味である。ヒトラー政権下などで用いられた judenfrei は、「ユダヤ人絶滅[Entjudung]を完了した」という意味である。刃物などに用いられる rostfrei は、「ステンレス」という意味である。にもかかわらず、wertfrei のみが「価値を排除するのではなく、そこから自由になる」という意味だとすれば、それは不思議な現象だと言わねばなるまい。

このような問題状況を踏まえ、本論では次のような段階を踏んで、wertfrei という単語の扱い方について考えたい。そのための準備として、まず安藤説がどのように形成されたのかを見、次いでヴェーバーの人生を伝記研究的に振り返って、価値判断を巡る思考がどう変容したかを見て行きたいと思う。

二. 安藤英治・折原浩の「価値自由」説とそれに対する疑問

「没価値」と訳されていたヴェーバーの wertfrei を「価値自由」と改訳したのは、安藤英治だった。『思想』(1959年)に掲載した論文「マックス・ウェーバーにおける「主体」の問題」で、安藤は次のように主張した。(一)「名著『経済学と歴史意識』において出口勇蔵氏が陥った誤り」は、ヴェーバーが実践活動から書齋に引き退く過程で、「一九一三年の社会政策学会委員会における討論」を契機に Wertfreiheit という言葉を打ち出したという事実を捉えて、Wertfreiheit を「没価値」であり“実践後退”であると見誤った”ことにある。Wertfreiheit はヴェーバーにとって青年時代以来の発想であり、二〇世紀初頭の彼の実践活動からの後退の産物ではない。(二)「没価値性」、つまり「およそ学者たるものは、一切、理念や価値判断から離れていなければならない」という発想（「いわば学問の完全な技術化の要請」）は、ヴェーバー自身の発想ではなく、ヴェーバーが批判した発想である。「従来のわが国におけるウェーバー批判者で、“ヴェルト・フライハイト”（および“客観性”）のこの二重性を知る者はただの一人もいない」。(三)ヴェーバー自身が「およそ学者たるものは、一切、理念や価値判断から離れていなければならない」と主張していない証拠は、“Pseudo-wertfreien”、nur scheinbaren “Wertfreiheit” という表現に現れている。

る。(四)ヴェーバーのいう *wertfrei* の *frei* とは、「離れ」たり没“する”ことではなく、価値を持ちながらそれに“囚われない”、そして囚われないという意味において“自由な”、態度」を指すのであり、ゆえに *Wertfreiheit* は「没価値性」ではなく「価値自由」と訳すべきである。(五)講演「職業としての学問」(1917年)で明確化する「教壇預言」批判、つまり教師が教壇から自分の価値を唱道してはならないという戒律と、学問における *Wertfreiheit* とは、別の問題である。前者は教師としての権威をもって学生に自分の価値を押し付けることを批判するフェア・プレイの精神であり、かつ「特殊革命状況」下でのことであって、後者とは区別しなくてはならない――⁷⁾。

安藤英治の「価値自由」論は日本学界で受容されていった。安藤から直接教示を受けた訳業として、中村貞二の「マックス・ヴェーバー著『社会学ならびに経済学における“価値自由”の意味』」がある。中村は、ドイツの教授たちの非政治性がドイツを「ナチズム」の破滅へと導いたと考え、「価値への自由」という意味での *Wertfreiheit* (価値自由) に G・シュモラーら体制派への抵抗の理論的基盤を見ようとした。中村は自分が邦訳した「国民国家と経済政策」を、「政治論」として否定的に評価するのではなく、「学問論」として肯定的に評価しようとし、ヴェーバー価値判断論の「定礎」と呼んだ⁸⁾。中村の系譜を一部引いているのが、木本幸造監訳の訳業『社会学・経済学における「価値自由」の意味』である⁹⁾。更に松代和郎は、訳書『社会学および経済学の「価値自由」の意味』の解説で、「ヴェーバーの価値自由 (*Wertfreiheit*) の主張は没価値性 (*Wertlosigkeit*) でもなく、価値中立性でもない。わが国で嘗て *Wertfreiheit* が没価値性と解され、また本論文の英訳においてそれが *ethical neutrality* と訳されたのは、少なくともヴェーバーの意図に反する誤解であった[註八]。むしろ評価を絶えず客観化しようとする努力によってのみヴェーバーの意図する科学的態度は獲得されるのである」としている¹⁰⁾。

折原浩は、富永祐治／立野保男訳の「客観性」論文邦訳に長大な解説を付した。折原は安藤説を自分の言葉で説き直し、「没価値」論を否定している。折原の解説は、ヴェーバーが用いていない事例や枠組を次々に追加し、それを用いて更に彼の宗教社会学などをも擁護している。折原も安藤と同じく、ヴェー

バーが自分の価値判断論を貫いたと信じ、それを解き明かすのが研究の使命だと思っている。ただ折原は「政治嫌い」の姿勢が著しく、歴史的文脈を踏まえたヴェーバー像を描くという姿勢は乏しい。安藤や中村のように政治の領域に踏み込まなければ、学問と政治との関係性を扱う Wertfreiheit の問題を論じることは困難だろう¹¹⁾。

さて筆者は、当初「価値自由」論を踏襲していたが、研究の進展に伴い距離を置くようになった¹²⁾。それは以下の点で疑問を懐いたからである。(一)ヴェーバーは学問からの価値判断排除を本当に要求していないのかという点。ヴェーバーらが始めた価値判断論争は、学問からの価値判断の排除を巡って行われたのではなかったのだろうか。価値判断討論会でヴェーバーに唯一同調したとされる W・ゾンバルトは、『ユダヤ人と経済生活』(1911年)でこう明言している。「本書は学問的な書物であるため、事実の確認および説明に専念し、あらゆる価値判断を控えている。価値判断は常に主観的であり、常に全く主観的でしかあり得ない。それというのも、価値判断は結局、あらゆる個人のきわめて個人的な世界観および人生観に基づいているからである。しかし学問は、客観的認識を伝達しようと望んでいる。学問は、根本的には常にただ一つしかない真理を求めているが、価値なるものは、根本的には価値判断をする人間と同じ数だけ存在する。そして客観的認識は、それが何らかの主観的色彩を帯びた価値判断と混ざった瞬間に曇ってしまう¹³⁾。また T・ホイスは、ヴェーバー『政治論集』第二版(1958年)に寄せた序文で、自動車、飛行機、拡声器など「文明の利器」は「それ自体としてはヴェーバー的な意味で »wertfrei« のものである」が、使い方によっては支配の道具になると述べている。ここでの wertfrei はどう考えても、価値を交えないという意味だろう¹⁴⁾。価値判断を学問から排除するということは、ヴェーバーの主張の一部ではあったはずで、彼の同志もそう理解していたのである。(二)“Pseudo-wertfreien”、nur scheinbaren “Wertfreiheit” という部分について、安藤英治の理解は正しいかという点。ここでは、学問から価値判断を排除すべきと主張していながら、実際には排除できていないという言行不一致が批判されているのではないだろうか。(三)「教壇預言」と Wertfreiheit とは別物だという説が正しいかという点。両者はともに

学問の場における価値判断を巡る議論で、ともに Wertfreiheit 論文の枠内で論じられている。「教壇禁欲」は学生に対する教師のフェア・プレイの問題であり、Wertfreiheit とは区別されるべきというが、Wertfreiheit 論文の遠因の一つである 1905 年社会政策学会でのヴェーバーのシュモラー批判も、一会員ナウマンに対する理事長のフェア・プレイを求めたものだったはずである。教室では価値判断は避けるべきだが、学問では自覚的に価値判断をすべきだというように、教育と学問とで逆の態度を取るというのは不自然だろう。(四)そもそもヴェーバーが価値判断論に関して、一つの立場を一貫して主張し、且つ言行一致を保てたのかという点。安藤はヴェーバーの求めた「明晰」、「誠実」、「言行一致」を美しく描いている¹⁵⁾。だが伝記研究者であれば、一般に人間には主張の揺らぎや言行不一致があり得ると想定して、観察を始めるべきだろう。「ヴェーバーの思想」という単一の固定的なものがあるとも限らない。ヴェーバーであれ誰であれ、状況において対機説法をすることがあり、あとから見直すと論理的に一貫していないという場合はあり得る。ヴェーバーのように感情の起伏が激しい人物なら猶更だろう。(五)「価値を持ちながらそれに“囚われない”、そして囚われないという意味において“自由な”、態度」という「価値自由」の安藤英治の説明が、禅問答のようで意味不明だという点。それは具体的に誰のどのような態度を指すのだろうか。要するに「価値自由」論者は、学問の場で自覚的に価値判断をすることこそヴェーバーの遺訓だと思込んでいる。しかしゾンバルトが指摘したように、白黒図式に繋がりやすい実践的価値観に立脚した場合、事実認識の歪みは不可避だろう。そうした懸念をヴェーバーも、違和感のある他者の（特にシュモラーの）価値観に遭遇したときに感じたのではないだろうか。(六)「価値自由」なる解釈が日本国内でしか通用しないという点。前述のゾンバルトやホイスの発言がそれを示している。E・パウムガルテンの『マックス・ヴェーバー』(1964年)は、「マックス・ヴェーバーは、シュモラーやアドルフ・ヴァーグナーの時代の倫理的国民経済学の曖昧さに加担するには、あまりにも徹底した学者であった。彼は、純粋な因果的に説明する存在探究の学問を、価値判断を下す政治から徹底して分離することを求めたのだ」という G・v・シュルツェ＝ゲーヴェルニッツの証言を援用して

いる¹⁶⁾。W・J・モムゼンは、ヴェーバーが学問の領域から価値判断を排除したことを問題視し、(国民社会主義の)大量虐殺のあとでは、政治を倫理的拘束から解放するヴェーバーの見解には従えないとしている¹⁷⁾。ヴェーバーを政治学に引き寄せるW・ヘンニスは、「実証主義者」、「決断主義者」、「価値に盲目なニヒリスト」、「ヒトラーの道案内人」というモムゼン以降のヴェーバー批判に業を煮やし、ヴェーバーは価値判断から逃避したわけではないと擁護し、安藤に接近した。だがヘンニスは、結局ヴェーバーは経験的学問から世界観構築はできないと述べただけだと、その意図を限定的に捉えている¹⁸⁾。社会史家J・ラトカウは、ヴェーバーの心理学的伝記『マックス・ヴェーバー』(2005年)で wertfrei 問題に触れているが、「学問を価値判断から救出し、価値を学問から救出する」という表現にあるように、ヴェーバーが学問からの価値判断排除を主張したという理解に立っており、しかもそれが彼の性的衝動と連動していたと説いている。またラトカウは、価値判断排除がヴェーバーの時代には(保守派に対する)左派の武器だったのに対し、1968年頃にはそれが(保守派の)新左派に対する武器だったと、政治的環境の変化を指摘している¹⁹⁾。M・R・レプシウス/W・シュルフター編『マックス・ヴェーバー全集』第一部第一三巻の解説(2016年)も、J・ヴァイス編『マックス・ヴェーバー全集』第一部第一二巻の解説(2018年)も、ヘンニスと同じ wertfrei 理解である²⁰⁾。シュルフターは、「彼にとって社会科学的認識とは、確かに価値判断を交えない [werturteilsfrei] が、しかし同時に価値に結び付いた [wertbezogen] 認識であり、形式的・物質的・実用的観点に導かれているものである」とし、wert(urteils)frei という言葉と wertbezogen という言葉を別に扱っており、wert(urteils)frei のなかに wertbezogen という意味合いを含めてはいない²¹⁾。

最近では日本でも「価値自由」論に再考を促す研究が出ている。坂敏宏によると、ヴェーバーの『経済と社会』、『学問論集』、『宗教社会学論集』、『社会学及び社会政策論集』、『政治論集』における wertfrei, Wertfreiheit の用例には「価値への自由」という意味のものはなく、全て価値判断排除を意味するものだという。ただそれにも拘らず、坂は「価値自由」という邦訳には疑問を呈していない²²⁾。

このようなわけで本論は、「伝記論的展開」²³⁾を踏まえてヴェーバーの価値判断論を展望し、wertfreiを「価値自由」と訳すことの是非を考えることにする。

三. 伝記研究で見るヴェーバー思想の揺らぎ

ヴェーバーの言動を概観すると、彼の価値判断に関する姿勢には三つのものが看取できる。(一)自覚的価値判断に根差した学問構築の試み：学問自体には価値判断が出来ないとした上で、個人として自分の価値評価を意識し、それを前提とした学問的思考をするという理論上の態度、(二)価値判断と事実認識との混然一体化：感情に身を任せ、自分の価値判断を学問の場でも、「我々」や学問の名において語って憚らないという態度、(三)学問からの価値判断の排除：価値判断を交えない学問を目指すという禁欲的態度。以下で、この三つを具体的に事例で見えていこう。

(一) 自覚的価値判断に根差した学問構築の試み：『国民国家と経済政策』(1895年)は、初期ヴェーバーの学問論としても注目される。その後半部分には刊行時の挿入部分がある。時間や聴衆への配慮から当日は語らなかつたと言うが、講演後に思いついたのかもしれない。挿入内容は以下の通りである。——いま経済学的見方はあらゆる分野に影響を及ぼし、政治の代わりに社会政策が、政治史の代わりに文化史・経済史が語られ、法学にも経済学の影響が及んでいる。だがその経済学には、経済学のなかから独自の理想を取り出すことができるかのような考え方が広まり、幸福主義的価値基準、倫理的価値基準、その混合など、さまざまな基準での価値判断が無邪気に行われ、カオスの状態にある。思うに自分の価値基準を白日の下に晒すこと、つまり「意識的な自己統制」が必要である。自分の意識的な価値判断をしないでいられるというのは幻想である——²⁴⁾。ここでは、経済学には独自の価値判断はできず、飽くまで個人が学問の枠外で価値判断を自覚的に行い、その基盤の上に学問を構築すべきと言っているように見える。

ヴェーバーの価値判断論は学界長老との対決によって先鋭化した。1904年、ヴェーバーは自分が編集を始めた『社会科学・社会政策雑誌』の第一巻に論文「社会科学的及び社会政策的認識の「客観性」」を掲載し、シュモラーの「国民

経済学の「倫理的な」学問への信仰」と対峙した。ヴェーバーによれば、何を為すべきかという価値を巡る問いに答えることは、学問の課題では有り得ない。価値判断が学問的討論の対象になるのは、そこで目指されている価値が自己目的なのか、それとも他の価値の手段なのかを整理するなどの場合のみで、そうした論理的思考は、異なる倫理的命令に服する「支那人」にも西洋人にも等しく妥当するものだという。ヴェーバーは、左右両派の中間に陣取ればより客観的だという考えも退け、また政策論は学問ではないとの立場から、『雑誌』の書名も「社会科学」と「社会政策」とを区別して併記した。ただヴェーバーは、思惟を方向付けるものとして価値は重要性を持ち続ける、信念を持たないことを推奨しているわけではないとも述べた。ヴェーバーは「理念型」概念を提唱し、如何なる価値も交えない「無前提」な歴史叙述はあり得ず、歴史像とは観察者の問題関心に従って事実を構築したものであると主張している。ヴェーバーは、『雑誌』が特定党派に偏ることを否定し、学問的な議論をする者なら寄稿者から排除しないと宣言した²⁵⁾。

ヴェーバー対シュモラー間の確執は、1909年9月29日に社会政策学会ヴィーン大会で「価値判断論争」を惹き起した。分科会「経済的生産性の本質」で、ゾンバルト、F・ゴットル、ヴェーバーが、「生産性」概念が価値判断を含んでいるので学問的に使用不能だと批判したのである。G・F・クナップは、「若者たちの揉め事好き」に苦言を呈し、E・フィリポヴィチも「両ヴェーバーやその友人たち」の自重を求め、理事長シュモラーに同情した²⁶⁾。

この件を契機に、社会政策学会会員たちの意見書をもとに、1914年1月5日にベルリンで「価値判断問題」に関する討論会が行われた。この会議を非公開にし、意見書も同学会叢書には再録しないと提案したのは理事長シュモラーだった。52名の会員が参加したこの会議で、ヴェーバーは唯一ゾンバルトからのみ完全な賛同を得たものの、C・グリュンベルクを始めとする参加者から反論を受けたのに激昂し、自分が何を問題にしているかを批判者たちは理解していないと叫んで退場し、後日副理事長H・ヘルクナーに、シュモラーには内密でという指示まで付けた匿名の激情的な書簡を送り付けたという。この書簡はもはや失われているが、この討論会にヴェーバーが提出した意見書は、改稿

されて論文「社会学・経済学の „Wertfreiheit“ の意味」(1917年)として発表されている²⁷⁾。同年の「職業としての学問」でも、ヴェーバーは「無前提」の学問を否定し、論者の問題意識に価値判断が含まれていることを認めつつ、学問に価値判断ができないことを強調し、フェルスターらの教壇預言批判につなげている²⁸⁾。

(二) 価値判断と事実認識との混然一体化：フライブルク講演の当日話した部分に、次のような記述がある。「経済学 [Die Volkswirtschaftslehre] は、説明する、そして分析する学問としては国際的です。しかしその経済学は、それ [sie] が価値判断を下すや否や、我々が自分の本質のうちに見出すような人間の特徴に結びつくのです。それ [sie] はしばしば、まさに我々が自分たちの皮膚を脱ぎ捨てたと思ったときこそ、実は一番そうなのです。そして、いささか空想めいたイメージを用いるならば、もし我々が数千年後に墓場から起き上がる²⁹⁾として、そのときに我々は将来の人間たちの面差しに、我々自身の本質の遠い痕跡を探すわけです。我々の現世での最高の、最後の理想というのも可変的であり、移ろいゆくものです。我々はそれを、将来に押し付けたいと願うわけにもいきません。けれども我々は、我々の業績や本質を維持しつつ、将来の世代の祖先でありたいのです。／ドイツ国家の経済政策は、ドイツ人の経済理論家の価値基準と同様に、ドイツ的なものしかあり得ません」。ヴェーバーは、グローバル化が進んでも国民的価値観が不要になるわけではなく、諸国民の闘争も別な形態で続いているという。「我々が子孫に道を示さなければならないのは、平和や人間の幸福へ向けてではなく、我々の国民性の維持や鍛え上げを目指す永遠の闘争へ向けてなのです²⁹⁾」。

この論理構造を解析しよう。ヴェーバーはここで、「それ [経済学] が価値判断を下すや否や」と述べている。つまり「経済学」(学問)が主語で、「価値判断」が目的語、「下す」が動詞である。ヴェーバーは、学問には価値判断ができる、そしてすべきだと、この発言の瞬間には考えていたのである。更にヴェーバーは、価値判断として一つの内容しか想定していない。それは人種主義的・闘争主義的なドイツ・ナショナリズムの肯定である。ヴェーバーは数千年後に、ドイツ人の遺伝的特徴を持った人間たちが地球上に残っているか、そ

れとも「文化の低い」人々に駆逐され絶滅してしまっているのか、幽霊となって点検しに来るつもりなのである。ここでのヴェーバーは個人的な価値判断をしているが、それを「我々」という主語で、しかも学問の名において行っている。ヴェーバーは前半部で「文化の低い」ポーランド人に対する聴衆の恐怖心を煽り、彼らを自分の価値判断へと誘っていた。ヴェーバーは、当時すでに左派自由主義や社会主義の平和主義者たちが唱えていた、グローバル化による国民国家無意味化を真向から否定し、国民的価値基準は依然有効であり、経済政策も経済学もそれに従うしかないと説いていた。将来世代に価値観を押し付けるわけにはいかないと言いながら、眼前の聴衆には国民的＝人種的基準を、学問の名においてこれしかないと押し付けたのである。

ヴェーバーの語り口は授業でも変わらなかった。彼は「そもそも就任講演とは、経済的現象の評価に際しての個人的な、そしてその限りで「主観的な」立場を公の場で陳述し、そして弁明する機会を正しく与えるものなのである」と述べ、就任講演を授業と区別しているかのようだったが³⁰⁾、1895年夏学期の講義「都市および農村におけるドイツ労働者問題」ではこの調子だった。「ドイツ労働運動の将来について判断を下すのは時期尚早です。決定的な問いは、いつ労働者階級が真に政治的な活動に召命され、その際自らの成熟ぶりが示すかです（ヴェーバー『国民国家と経済政策』を参照せよ）。労働組合運動は、いまのところ社会民主党のみによって指導され、無秩序ぶりしていますが、その成熟度を高め、混乱を克服することは可能です。可能なのです！いずれにしても、ドイツ民族が政治権力を拡大することなしに、「社会問題」の解決など考えられません！——」³¹⁾若きヴェーバーのやったことは、まさしく晩年の彼が批判した「教壇預言」だった³²⁾。

ヴェーバーの「教壇預言」は晩年にも確認されている。1920年のこと、バイエルン革命政権首相K・アイスナーを暗殺したアルコ伯爵が死刑判決を受けた際、一部学生はその赦免を求めて運動を起こし、これに反撥した社会主義系学生が、ヴェーバーに援助を求めた。ヴェーバーは1月29日の授業に際して、学生に次の演説を行った。アルコは「男の尊厳を守って」法廷で振る舞ったし、アイスナーが恥さらしだというアルコの考えにも共感するが、それでも一

度決まったアルコの処刑は実施されるべきで、示威運動を恐れて政府がそれを撤回するのは論外である、アルコが死ななければアイスナーも民衆のなかに生き続けてしまうと。ただヴェーバーはこのとき、自分が批判する「教壇預言」に自ら陥っていることを自覚しており、例外として口を開くと断っていた³³⁾。

ヴェーバーが「教壇預言」には先行世代の影響があったらしい。Wertfreiheit論文(1914年/1917年)前半で「教壇預言」を扱った際、教師が価値判断に踏み込むのを恐れて、「情熱なき」講義に徹することを「官僚的見解」だとして批判し、かつてのT・モムゼンやH・v・トライチュケの講義を懐かしんだ。彼らはあまりに感情的であるために、学生は教師が価値判断を交えていることに容易に気付くからよいのだという。ヴェーバーは事実のみを淡々と述べているようで、密かに自分の価値判断を紛れ込ませているような教師を、「大規模な物質的利害関係者の似非 wertfreiの預言者」と呼んで軽蔑した³⁴⁾。だが情熱剥き出しの教師が、事実認識と価値判断との関係を自覚しているとは到底言えないだろう。彼らは我を忘れて教壇から政治演説をしているに過ぎない。「官僚制」化批判者のヴェーバーは、ここでも学問の場で学問の名において教師が自分の価値観を語ることを肯定していたのである。

なお1905年の社会政策学会でヴェーバーがF・ナウマンを擁護したのも、この系譜に位置付けられる。9月27日の分科会「カルテルの国家との関係」で報告したシュモラーは、自分の報告をナウマンがラサルなどを援用して批判し、会場から大きな喝采が挙がった点を、28日(最終日)の理事長総括で話題にした。シュモラーはナウマンに敬意を払いつつも、前日の彼を「デマゴグ」のようだったとし、専門知識もないまま「古臭いマルクス主義の決まり文句」を並べ立てたと批判した上で、自分への批判についても峻拒した。更にシュモラーは、ナウマンの発言が喝采を浴びたことにも苦言を呈し、自分が今後も理事長を務めていけるか疑問だと述べた。ここでヴェーバーが、すでに退席していた盟友ナウマンの代わりに登壇する。ヴェーバーは、ナウマンは「デマゴグの目的で」ではなく「正当な理想主義的情熱」によって語っただけだとし、逆にシュモラーが理事長職を利用して会員に圧力をかけたと非難したのだった³⁵⁾。

(三) 学問からの価値判断の排除：1904/05年の「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の「精神」」には、近代批判の表現だとして幾度となく引用された「精神なき専門人、心情なき享楽人」の一節のあとに、次のような文章がある。「だがこうやってしまうと、我々は価値判断や信仰判断の領域に陥ってしまう。それによってこの純歴史的な叙述が損なわれるべきではない。」(Doch wir geraten damit auf das Gebiet der Wert- und Glaubensurteile, mit welchem diese rein historische Darstellung nicht belastet werden soll.)³⁶⁾。ここでヴェーバーは自分の叙述を「純歴史的な叙述」と呼び、「価値判断や信仰判断」がそれを損なう害悪だとみなしている。これはどう考えても、価値判断から離れようとしたとしか解釈しようがない。これ以外にもこの論文でヴェーバーは、A・リッチュルが学問と価値判断とを混同しているとの批判を繰り返している³⁷⁾。

1907年9月13日のE・ヤツフェ宛書簡で、ヴェーバーはO・グロスの論文を自分の編集する『社会科学・社会政策雑誌』に掲載することを拒否したが、ここでも wertfrei という概念が出てくる。ヴェーバー曰く「論文全体が騒々しい価値判断によって形式面で破綻している。私は〈とにかく〉いわゆる「自然科学的」業績には何の敬意も懐かない。それは冷静で事実に基づくべきとの要求を満たさない、[それでいて] „wertfrei“ を称するものである。」(Der ganze Aufsatz platzt förmlich von lauter Werth-Urteilen, und ich |nun einmal| keinerlei Respekt vor angeblich „naturwissenschaftlichen“ Leistungen, welche der Anforderung der Nüchternheit und Sachlichkeit nicht genügen, – „wertfrei“ sind. –)³⁸⁾。ここでは「自然科学」を標榜する価値判断に「騒々しい」という否定的形容詞が付されている。ヴェーバーはグロスらの「いわゆる「自然科学的」業績」が、wertfrei を称しているが、実は露骨に価値判断をしていて、冷静さや即事性を欠いているからだという。ここでの wertfrei は、価値判断排除と解するべきだろう。

ちなみにグロス批判と一定の類似性があるのが、Wertfreiheit 論文 (1914年・1917年) の pseudo-wertfreien や nur scheinbaren „Wertfreiheit“ という一節だろう。「似非 wertfrei」(pseudo-wertfreien) という単語は、「偏向した、その際強力な利益集団の執拗で目的を意識した党派性に担われた」(tendenziösen, dabei durch

die zähe und zielbewußte Parteinahme starker Interessentenkreise getragenen) と言いつい換えられている。その直後に出てくる「見せかけだけの „Wertfreiheit“ (nur scheinbaren „Wertfreiheit“) というのも、同様の意味で用いられている³⁹⁾。これは、自ら価値判断排除を提唱しながら、実際には排除できておらず、露骨な党派性を帯びているという言行不一致を批判した文章であつて、価値判断排除を否定して「価値への自由」を唱道した文脈ではないと言わざるを得ない。

1907年9月、ヴェーバーは長弟アルフレートと社会政策学会理事長シュモラーに、工業労働者の「精神物理学」を提案して承認されている⁴⁰⁾。大規模工場が労働者の精神・肉体に与える影響を数値化するという企画は、ドイツ工業の能率がその「国民性」や文化水準に規定されたドイツ人労働者のどのような資質と関連しているのかなどを探求するもので、自然科学的手法を用いた「事物に即した客観的な事実確定」、つまり「価値判断排除」の試みだった⁴¹⁾。

1909年のA・ヴェーバー『学問としての経済学の課題』の書評でも、ヴェーバーは同書を「ちなみに著者もまた価値判断の事実叙述との混同からまだ完全に自由ではない」(Von der Vermischung des Werturteiles mit der Tatsachendarstellung ist im übrigen auch der Verf. noch keineswegs ganz frei) と批判している⁴²⁾。ここでの「自由」は、「混同」からの脱却の意味だろう。すなわちこれも、ヴェーバーが学問からの価値判断の排除を志向していた証左なのである。

この1909年に勃発した価値判断論争は、学問からの価値判断排除の是非・可否を巡って行われた。学問の前提には必ず価値判断がある、「無前提」の学問はないというヴェーバーのもう一つの主張が、社会政策学会で争われたのではない。前述のように、論題は「生産性」概念が価値判断を孕んでいて経済学において使用不能だと言えるかである。ヴェーバーは、自分が価値判断排除を主張するのは、当為の議論を軽視するからではないという。「私は幾分些事に固執しすぎかもしれませんが、どうして私がかくも著しく厳格に、あらゆる機会を捉えて、あるべきものとあるものとの混同を批判するのかといえば、それは私がべきの問題を軽視しているからではなく、その正反対だからなのです。世界を動かすような意味のある問題、最も大きな理念的影響範囲を有する問題、人間の心を揺り動かさうある意味最高の問題、これらのものが、技術的

＝経済的な「生産性」へと変容し、国民経済学のような一つの専門学科の論題にされるなら、私はそれに耐えられないのです⁴³⁾。ヴェーバーが個人の価値判断を真剣に考えていたことが分かる一節だが、同時にそこには「技術的＝経済的」議論をレベルの低いものであるかのように扱う姿勢が見え隠れしている。

ヴェーバーやゾンバルトに議論を仕掛けられたシュモラーは、価値判断論争を学問からの価値判断排除を巡る議論だという理解で、これに対応した。シュモラーは1911年の「国民経済・国民経済学及びその手法」（『国家学辞典』第三版第八巻の一項目）で、価値判断と事実認識とを峻別するという発想に疑問を示し、価値判断は常に主観的なわけではなく、それを客観的にするということもあり得る、そもそも価値判断とは倫理的価値判断ばかりではないと考えた。シュモラーが「客観的な価値判断」と呼ぶのは、階級や党派ではない大きな共同体、民族、時代、そして全文化世界が行う価値判断である。ヴェーバーは価値判断の主体は飽くまで個人だと考えたが、シュモラーは集団、時代の価値判断があり得ると考えた。それはドイツ帝国の学界を牽引するシュモラーの立場を反映した物言いであり、個人主義的なヴェーバーがシュモラーを嫌う原因でもあっただろう⁴⁴⁾。その意味でシュモラーは、（信奉する価値の内容を越えて）モムゼンら戦後民主主義のヴェーバー批判者と通じる面があったといえる。

シュモラーはヴェーバーへの応答をこう締め括っている。「もしヴェーバーが人間の魂を動かす最高のもの、すなわち倫理的理想の世界を「技術的・経済的なもの」のなかに持ち込みたくないというのならば、それは私にはついていけない倫理的純粋主義である。そしていずれにしても、我々の学科は、単に技術的・経済的なものだけでなく、経済的な社会制度や、更には倫理的・法的な問題にも取り組まなければならないのである。ヴェーバー自身が経済的なものと倫理的なものとのあまりに密接な関係を深く受け止めることがなければ、プロテスタンティズムの倫理と資本主義に関するすばらしい論文を書けなかったのではないだろうか⁴⁵⁾。シュモラーは、「世界を動かすような意味のある問題、最も大きな理念的影響範囲を有する問題、人間の心を揺り動かさうある

意味最高の問題」というヴェーバーの表現に、無邪気な理想主義を感じていたように思われる。また前述のとおりヴェーバーは、1905年に「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の「精神」」を書いたとき、「純歴史的な叙述」を「価値判断や信仰判断」から切り離すと述べていたわけだが、シュモラーはこの論文こそがヴェーバーの「価値判断や信仰判断」の結晶であることを見抜いていたのである。

同じ頃ヴェーバーは熱心に参画したドイツ社会学会設立で、「学問的性格、つまり「倫理的」、政治的等の目的についてのあらゆる、全てのプロパガンダの排除を前提条件にすること」を標榜した⁴⁶⁾。この一節は、「学問的性格」と「「倫理的」、政治的等の目的についてのあらゆる、全てのプロパガンダの排除」とを同視するものであって、学問において自覚的に価値判断をするという(一)の発想とは異なっている。なおヴェーバーの発想は社会学会規約に反映されたが、彼自身は自説が十分に反映されていないと考え、社会学会を脱退している。

1917年のミュンヘン講演「職業としての学問」では、ヴェーバーは前述のように学問自らに価値判断ができないことを力説し、政治と学問との厳格な区別を求めている。これは、大学教授たちが盛んに教壇から自分の世界観を説き、学生側もそれを期待するという風潮に対する、ヴェーバーの苛立ちの表現だった。ヴェーバーは、学問の場で価値判断をしてはいけないと説き、教師と指導者とを区別して、彼ら同僚たちへの憤懣を表現したのである。ここでのヴェーバーは、それを多文化共生の観点からも求めている。彼は政教関係論や宗教史の講義にカトリック教徒の学生とフリーメイソンの学生とが共に参加するような場合を想定し、価値観が異なる二人に共に役立つ講義を教師はすべきだと述べたのである。この文脈で出てくる考え方が、「神々の争い」と呼ばれる価値相対主義である⁴⁷⁾。

1920年10月29日の妻マリアンネのP・ホーニヒスハイム宛書簡によると、生前のヴェーバーは『経済と社会』新稿について、「私が執筆したのは、最も風変わりな、最も禁欲的な作品だ。それを目の前にして、みなはまず拒絶反応を示すことだろう」と述べていたという。これは、『経済と社会』が極限まで価値判断を排除した(その意味で禁欲的な)作品であり、それに読者が当惑す

るだろうと、ヴェーバーが考えていたことを示すと思われる⁴⁸⁾。『経済と社会』の本文にも、カリスマは「純粋に経験的な、そして wertfrei な意味で」とりわけ創造的で革命的な歴史の力である、という表現がある。ここでの「純粋に経験的な」と「wertfrei な」とは、同義反復だろう。だとすればこの「wertfrei な」とは、「価値を交えない」と解釈するべきである⁴⁹⁾。

ヴェーバーが政治から学問を引き離そうとしたこともあった。「新秩序ドイツの議会と政府」にはこの一節がある。「この政治論文は […] いかなる専門的国法学者にとっても新しいことは言っておらず、学問の権威により補強されるものでもない⁵⁰⁾。また報道によれば、ヴェーバーは「全ドイツ派」を批判する演説で、自分は学問の人として話すのではなく、純粋に政治の人として話すのである、自分は政治の問題において大学教官として特別の権威を求めるとはしないし、同様に誰か他の者にそれを予め認めることもできないだろうと述べたという⁵¹⁾。

四. Wertfrei の現代的慣用としての「価値自由」？

以上の考察を踏まえて、この論文の結論を以下のようにまとめたい。

(一) 価値判断問題におけるヴェーバーには揺らぎがあった。ヴェーバーはその学問論において、①学問には価値判断はできないが、②「無前提」な学問はあり得ず、自分のしている価値判断を自覚するべきだと説いた。だがその実践においてヴェーバーは、③あるときには①を突き詰めてそもそも学問から価値判断を排除しようとし、④またあるときには②を突き詰めて学問の場で自分の価値を唱道した。大まかに言うと、前者は、違和感のある価値観を掲げる他者を攻撃するとき、あるいは自分に禁欲する余裕があるときであり、後者は基本的に、自分及び仲間の言論姿勢を他者の批判から防衛するときである。

(二) 安藤英治の「価値自由」論は、②や④の面を誇張し、①や③の側面を軽視している。このため wertfrei は、価値判断排除ではなく、自覚的に価値判断をすること、つまり「価値への自由」だと説明された。ヴェーバーに心酔する安藤は、ヴェーバーが一つの価値論を有し、言行一致を貫いたと思い込んでいた。

(三) Wertfrei がドイツ語圏一般で価値判断排除の意味で用いられ、ヴェーバーも特殊な用い方をすると述べていない以上、この Wertfreiheit はヴェーバーの価値判断論全体ではなく、①や③の側面を表現する単語だと考えざるを得ない。①や③の側面に対する譲歩の一節として②や④の側面が添えられていたにせよ、Wertfreiheit という単語のなかに「価値からの自由」のみならず、新たに「価値への自由」という意味合いまで盛り込むと、ヴェーバー本人が宣言した箇所はない。このため Wertfreiheit 論文 (1917年) の題目、すなわち Der Sinn der „Wertfreiheit“ der soziologischen und ökonomischen Wissenschaften は、今後は「社会学・経済学の「価値判断排除」の意味」と訳すべきである。ヴェーバーにとっても wertfrei は価値判断排除なのだが、それは無前提な学問があるという意味ではないという留保をする意味で、彼は „Wertfreiheit“ と引用符を付けたのだろう。

(四) 「価値自由」論は、第二次世界大戦後の学界の実情に合わせた解釈ではなかろうか。日本では学問とは世間の役に立つ実学であるべきで、学識経験者が学問の名において人々に進むべき道を示すことは当然だとされ、一般社会も学者から教壇預言を期待してきた。戦後日本の大学教職は、多くの場合進歩派を自負する人々に占められたが、彼らは中村のように、「非政治性」とは保守派に利する態度であり、近代ドイツの大学教授たちが犯した罪だと説き、「学問の客観性」という発想もナイーブだと冷笑した。保守派の大学教授も進歩派に対抗するべく、別の政治イメージを語ることを当然視した。こうして日本学界は「べき論」の披露宴と化し、政治的言論活動に「政治理論」、「政治哲学」のような学問分野らしき名称が付されている。ヴェーバーを「知的巨人」と仰ぐ人々は、彼が学問からの価値判断排除を説いたこと、学者の教壇預言を戒めたことには触れず、彼が自覚的価値判断を唱道したと説いて、自分たちの学問の政治化を正当化したのである。

同類の状況は戦後ドイツにもあった。A・ヴェーバーは、国民社会主義体制の経験のあとでは、兄マックスの価値判断排除論は過去のものになった、それではアメリカ占領軍に向き合えないと考えていた⁵²⁾。これは、前述のモムゼンのヴェーバー批判にも通じる。連邦共和国基本法は、第五条で「教授の自由」

に憲法遵守の制約を設け、大学教授に現体制肯定を義務化した。戦後民主主義から学生叛乱へ、社会主義から環境保護・マイノリティ保護・フェミニズムなどへと流行が移っても、その時代の「正しい価値」を学問の前提としようとする気風は変わらなかった。またマルクス主義を出発点とするドイツ民主共和国の社会科学が、価値判断排除という発想から無縁であったことはいうまでもない。ドイツ語圏では wertfrei という言葉は価値判断排除を意味し続けたが、だからこそそれは、ニッパードイや E・ノルテら保守派の論理と見られるようになったのである。

(五) ヴェーバー以外の人物の文章における wertfrei まで、自動的に「価値自由」と訳すというのは言語道断である。繰り返すが、ドイツ語圏で wertfrei とは価値を交えないという意味なのであって、自覚的に価値判断するという意味ではないのである。「自動車、飛行機、拡声器はそれ自体としてはヴェーバー的な意味で「価値自由」だ」などというような邦訳が、今後は行われないことに期待したい⁵³⁾。

注

- 1) Heinrich August Winkler, Weimar, Bonn, Berlin. Zum historischen Ort des Grundgesetzes, in: Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte, 4/2009, S. 488.
- 2) <https://www.duden.de/rechtschreibung/wertfrei> (2019年10月14日閲覧)。
- 3) <https://synonyme.woxikon.de/synonyme/wertfrei.php> (2019年10月14日閲覧)。
- 4) 権左武志編『ドイツ連邦主義の崩壊と再編』(岩波書店、2015年)、254頁。
- 5) オットー・ダン (末川清／姫岡とし子／高橋秀寿訳)『ドイツ国民とナショナリズム』(名古屋大学出版会、1999年)、14頁 (Otto Dann, Nation und Nationalismus in Deutschland 1770-1990, 3. Aufl., München, 1996, S. 29)。
- 6) トーマス・ニッパードイ (坂井榮八郎訳)『ドイツ史を考える』(山川出版社、2008年)、197-201頁 (Thomas Nipperdey, Nachdenken über die deutsche Geschichte, München, 1986, S. 224-226)。
- 7) 安藤英治『「新装版」マックス・ウェーバー研究』(未来社、1994年)、87-103頁。
- 8) 中村貞二「マックス・ヴェーバー著『社会学ならびに経済学における「価値自由」の意味』、『山口経済学雑誌』第17巻(1967年)、580-600頁、第18巻(1967年)、87-96、178-189、274-283頁。(同「「価値自由」の定礎——『国民国家と経済政策』

- を読む」、同『ヴェーバーとその現代』(世界書院、1987年)、45-75頁)。中村はゾンバルトの価値判断論も「価値自由」論だとする(中村貞二「「価値自由」の定礎・補論——ゾンバルト『社会政策の諸理想』を読む」、同『ヴェーバーとその現代』、77-101頁)。
- 9) マックス・ヴェーバー (木本幸造監訳)『改訂版 社会学・経済学における「価値自由」の意味』第二版(日本評論社、1980年)、193頁。
 - 10) 創文社、昭和51年。安藤への言及はない。「[註八]」の内容は「たとえば Karl Jaspers, *Von der Wahrheit*, 1947, S. 322 f., 320参照。」である。松代はヴィンケルマンに三つの疑問を提起したが、二つには納得のいく答えを得られなかったという。
 - 11) 折原浩「解説」、富永祐治／立野保男訳・折原浩補訳『社会科学と社会政策にかんする認識の「客観性」』(岩波書店、1998年)、187-345頁。
 - 12) 今野元『マックス・ヴェーバーとポーランド問題』(東京大学出版会、2003年)、232頁。同『マックス・ヴェーバー』(東京大学出版会、2007年)、139-145頁。同『マックス・ヴェーバー』(岩波書店、2020年)、111-120頁。
 - 13) Werner Sombart, *Die Juden und das Wirtschaftsleben*, Leipzig: Duncker & Humblot, 1911, S. XI, München/Leipzig, 1922, S. XI (ヴェルナー・ゾンバルト(金森誠也訳)『ユダヤ人と経済生活』(講談社、2015年)、17頁(訳文は今野が大幅改稿))。
 - 14) Max Weber, *Gesammelte Politische Schriften*, hrsg. von Johannes Winckelmann, 2., erweiterte Aufl., Tübingen, 1958, S. XXII.
 - 15) 安藤英治『マックス・ウェーバー』(講談社、2003年)、22-50頁。同『「新装版」マックス・ウェーバー研究』、115-154頁。
 - 16) Eduard Baumgarten, Max Weber, Tübingen, 1964, S. 388.
 - 17) Wolfgang J. Mommsen, Max Weber und die deutsche Politik, 3. Aufl., Tübingen, 2003, S. 39, 42, 68 f. (安世舟／五十嵐一郎／田中浩訳『マックス・ヴェーバーとドイツ政治 1890～1920 I』(未来社、1993年)、88、92、127頁)。同訳書は wertfrei を「価値自由」と訳しているの、文意が伝わらなくなっている。
 - 18) Wilhelm Hennis, *Max Webers Wissenschaft vom Menschen*, Tübingen, 1996, S. 152-172.
 - 19) Joachim Radkau, Max Weber, München/Wien, 2005, S. 347, 611, 614-642, 694, 724.
 - 20) M. Rainer Lepsius/Wolfgang Schluchter (Hrsg.), MWG I/13, S. 1-37; Johannes Weiß/Sabine Frommer (Hrsg.), MWG I/12, S. 6-13, 34-54.
 - 21) Wolfgang Schluchter, „Wie Ideen in der Geschichte wirken“, in: Wolfgang Schluchter/Friedrich Wilhelm Graf (Hrsg.), *Asketischer Protestantismus und der „Geist“ des modernen Kapitalismus*, Tübingen, 2005, S. 54.
 - 22) 坂敏宏「Max Weber の‘価値自由’の科学論的意義」、282頁。

- 23) 今野元 『マックス・ヴェーバー』 (2020年)、226頁。
- 24) Der Nationalstaat und die Volkswirtschaftspolitik, in: MWG I/4, S. 561–564.
- 25) Die „Objektivität“ sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis, in: MWG I/7, S. 135–234.
- 26) Franz Boese, Geschichte des Vereins für Sozialpolitik, Berlin, 1939, S. 133–135.
- 27) Boese, Geschichte, S. 147 f.; Beitrag zur Werturteilsdiskussion im Ausschuß des Vereins für Sozialpolitik, in: MWG I/12, 329–382; Der Sinn der „Wertfreiheit“ der soziologischen und ökonomischen Wissenschaften, in: MWG I/12, 441–512.
- 28) Wissenschaft als Beruf, in: MWG I/17, S. 93–103 (尾高邦雄訳 『職業としての学問』 (岩波書店、1994年)、43–60頁)。
- 29) Der Nationalstaat und die Volkswirtschaftspolitik, in: MWG I/4, S. 559 f.
- 30) Der Nationalstaat und die Volkswirtschaftspolitik, in: MWG I/4, S. 543.
- 31) [Nachschrift zur Vorlesung „Die deutsche Arbeiterfrage in Stadt und Land“ im Sommersemester 1895], in: MWG III/4, S. 310.
- 32) Wissenschaft als Beruf, in: MWG I/17, S. 105 f. (尾高邦雄訳、65–66頁) ヴェーバーは後年、「未熟な形態」での価値判断論としてフライブルク講演を挙げ、「他の多くの重要な点において、私はその講演とはもはや意見を同じくすることができない」と述べている (Beitrag zur Werturteilsdiskussion, in: MWG I/12, S. 367)。
- 33) MWG I/16, S. 269–271.
- 34) Beitrag zur Werturteilsdiskussion, in: MWG I/12, S. 348; Der Sinn der „Wertfreiheit“, MWG I/12, S. 457.
- 35) [Zur Verteidigung Friedrich Naumanns], MWG I/13, S. 60–74.
- 36) Die protestantische Ethik und der „Geist“ des Kapitalismus, in: MWG I/9, S. 423; Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus, in: MWG I/18, S. 488.
- 37) Die protestantische Ethik, in: MWG I/9, S. 248 f., 309, MWG I/18, S. 265, 347.
- 38) Brief an Else Jaffé, Heidelberg 13. September 1907, in: MWG II/5, S. 398.
- 39) Beitrag zur Werturteilsdiskussion, in: MWG I/12, S. 344; Ders., Der Sinn der „Wertfreiheit“, in: MWG I/12, 453. 後者では dabei のあとに「我々の科目では」(in unserem Fach) との一節が入っている。
- 40) Brief an Alfred Weber, Oerlinghausen 3. September 1907, in: MWG II/5, S. 382 f.; Brief an Alfred Weber, Heidelberg 20. September 1907, in: MWG II/5, S. 404.
- 41) Erhebung über Auslese und Anpassung, MWG I/11, S. 81.
- 42) [Rezension: Adolf Weber, Die Aufgaben der Volkswirtschaftslehre als Wissenschaft], in: MWG I/12, S. 193.

- 43) [Der Begriff der Produktivität], in: MWG I/12, S. 210 f.
- 44) Gustav Schmoller, Volkswirtschaft, Volkswirtschaftslehre und -methode, in: Johannes Conrad et al. (Hrsg.), Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 3. gänzlich umgearbeitete Aufl., Bd. 8, Jena, 1911, S. 493 f. (シュモラー (田村信一訳) 『国民経済、国民経済学および手法』 (日本経済評論社、2002年)、174-176頁).
- 45) Schmoller, Volkswirtschaft, Volkswirtschaftslehre und -methode, S. 497 (シュモラー 『国民経済、国民経済学および手法』、184頁 (訳文は今野が一部修正)).
- 46) Brief an Heinrich Herkner, Heidelberg 7. April 1909, in: MWG II/6, S. 91.
- 47) Wissenschaft als Beruf, in: MWG I/17, S. 93-103 (尾高邦雄訳、43-60頁).
- 48) Edith Hanke, Max Webers „Herrschaftssoziologie“, in: Edith Hanke/Wolfgang Mommsen (Hrsg.), Max Webers Herrschaftssoziologie, Tübingen, 2001, S. 45 f.
- 49) MWG I/22-4, S. 482. 世良晃志郎訳は「純経験的な・没価値的な意味において」となっている (『支配の社会学Ⅱ』第18刷 (創文社、1997年)、413頁)。
- 50) Parlament und Regierung im neugeordneten Deutschland, in: MWG I/15, S. 432.
- 51) Gegen die alldeutsche Gefahr, in: MWG I/15, S. 724.
- 52) Radkau, Max Weber, S. 615 f.; Guenther Roth, Max Webers deutsch-englische Familiengeschichte, Tübingen, 2001, S. 627.
- 53) 本稿は拙著『マックス・ヴェーバー——主体的人間の悲喜劇』(岩波新書、2020年)と並行して書かれ、内容に重複した部分がある。岩波新書と併せて読んで頂きたいと思う。